

■2026年度S日程 法曹コース特別選抜入学試験・卒業見込者特別入学試験 法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

刑法総論の重要なテーマである不作為犯及び共犯の争点を主軸とした出題である。

ZについてはAの治療をXから引き受けながらもAに適切な治療を受けさせず、さらに翌日には「Aが死亡するかもしれない」と認識しつつもこれを放置し、最終的に死亡させた点等を、シャクティパット事件（最決平成17年7月4日刑集59巻6号403頁）等を念頭に検討する必要がある。この点が意識できている答案は、問題文にある具体的な事実から、受け行行為や支配性等を指摘しつつ作為義務を検討できていた。ただし、作為義務を肯定したのみで、他の要件を確認することなく、直ちに殺人既遂罪や保護責任者遺棄致死罪を認めているものも散見された。

Xについては殺意を認めることは困難であるため、幼いAの母であるにも関わらず適切な治療を受けさせることなくZにAを預け、最終的に死亡させたことにつき、保護責任者遺棄致死罪が成立し、Zとは共同正犯になるのか、といった点が検討されることを期待したが、殺意がないので犯罪は成立しないとしたもの、傷害致死罪・過失致死罪等が成立するとしたもの、Zとの共犯関係について一切触れていないものなど、基本的な個々の犯罪の理解に問題があると思われる答案が相当数あった。

Yについては、XとZに何も言わず、最終的にAが死亡するに至ったことにつき、XやZとの共犯が成立するか等の検討がなされることを想定していたが、Yを殺人既遂罪の（単独）正犯とした答案が見られた。にも関わらず、そのような結論を採る場合に前提となるはずのYの具体的な作為義務等の検討はなされていないものがほとんどであった。殺意があればすべて殺人既遂罪となるわけではなく、あくまで客観的な行為がその前提として必要である以上、具体的にどの行為（ここであれば不作為）が殺人となるのかをきちんと確認する必要がある。なお、傷害致死罪の成立を認めている者もいたが、虐待とインフルエンザ脳症による死亡との間の因果関係を特段検討することなく、Yによる傷害によって死亡した、との結論に至っており、基本的な事実関係の把握に問題がある印象を受けた。

以上